

「米子市教育支援センター（仮称）」の設置構想と今後の取組について

I. 「米子市教育支援センター（仮称）」の設置構想について

1 目 的

- (1) 旧米子市立米子養護学校跡地に、「米子市教育支援センター（仮称）」を設置し、不登校児童生徒に対するより一層きめ細かな支援と一人一人の学びにあった環境づくりを充実させる。
- (2) 不登校や引きこもりをはじめとする多様な教育課題の解決に向けて、学校・家庭・地域社会全体が連携して支援していくための拠点の一つとする。

2 背 景

本市における不登校児童生徒数は、年々増加傾向（小学校は約 4 割、中学校は約 7 割が 90 日以上欠席）にある。しかも、その要因が年々複雑化・多様化してきていることに加え、時間の経過に伴って状況が変化するケースも増えてきており、その対策が喫緊の課題となっている。

こうした課題に対して、これまで、学校を中心として、児童生徒の居場所を確保したり、学びの保障をしたり、再登校に向けた働きかけを行ったりしてきた。ここ数年は、鳥取県教育委員会の事業である ICT を活用した「自宅学習支援事業」や「校内サポート教室」の設置運営、本市教育委員会の事業である「いい学び推進事業」や「校内適応指導教室」の設置運営、さらには民間のフリースクールへの利用料の補助など、多様な選択肢を用意しながら個に応じた学びや支援に努めてきており、不登校児童生徒の学校復帰へのきっかけや、社会との接点の一つとなっている。

3 概 要

- (1) 児童生徒の自宅以外の居場所として「米子ほっとルーム（仮称）」を新設し、運営する。
- (2) 学校復帰に向けた学びの場である「米子フレンドリールーム」を現在の福生西小学校から移転し、継続して運営する。体験活動を充実させ、新設する「米子ほっとルーム（仮称）」と連携しながら運営する。
- (3) これまで成果が上がっている、（上記 2）不登校対策の各機能を集約してセンター化（拠点）することで、各機能を連携・連動させたり、スムーズに移行したりすることを可能としながら、総合的・相乗的な不登校対策を行う拠点とする。

4 対 象

米子市内の小・中学校に通う児童生徒のうち、不登校等で学校に通うことができない児童生徒。（入級に係る手続等の詳細は、今後、決定する。）

5 設置に向けた主な準備

- (1) 旧米子市立米子養護学校の修繕・環境整備（こども施設課）
- (2) 「米子フレンドリールーム」や「米子ほっとルーム（仮称）」の移設・開設準備（学校教育課）
- (3) 環境整備や体験活動のためのボランティア（※）の募集（こども政策課・学校教育課）
※ボランティア依頼内容としては、施設内外の清掃や除草、施設の修繕、花植え等の美化活動等の環境整備、児童生徒への体験活動（ものづくり、農作業等）の支援、児童生徒送迎等を想定
- (4) 市民への広報（学校教育課）

Ⅱ. 今後の取組について

1 スクールソーシャルワーカーと家庭児童相談室の一体的対応について

(1) 目的

スクールソーシャルワーカー（以下「SSWr」という。）の配置を拡充し、家庭児童相談室と一体的に対応しながら、学校や児童生徒を取り巻く課題をより迅速に把握し、より効果的に支援することを目的とする。

(2) 概要

ア SSWr の配置を拡充し、統括的な役割を担う SSWr（以下「統括 SSWr」という。）と校区ごとに配置する SSWr（以下「校区担当 SSWr」という。）（1 人あたり 2～3 中学校区）を置くことで、不登校やいじめ等の問題に対し、教職員へのサポートを充実させるとともに、児童生徒と保護者に対する早期支援や直接的な支援を充実する。

イ 校区担当 SSWr と家庭児童相談室の地区担当者、1 年生アドバイザー（仮称）（Ⅱ－2－(2)参照）が一体となって支援することで、就学前から義務教育終了後までの切れ目のない支援体制をより一層充実させる。

ウ 学校での活動や相談が難しい児童生徒やその保護者に対し、「米子市教育支援センター～みんなの居（いい）場所～（仮称）」をはじめ、様々な社会資源や福祉サービス等とのつながりをつくる。

(3) SSWr の主な業務

ア 統括 SSWr

校区担当 SSWr の行うアセスメントやプランニング、支援や対応についての調整及び関係機関、様々な社会資源や福祉サービス等へのつなぎのサポート等

イ 校区担当 SSWr

児童・生徒や保護者への支援・対応と機関連携の窓口役及び校内チーム体制づくりのサポート、ヤングケアラーに関するサポート等

2 1 年生アドバイザー（仮称）の配置について

(1) 目的

すべての子どもが、スムーズな小学校生活をスタートできることを目的とする。

(2) 概要

1 年生アドバイザーを配置し、市内の小学校に訪問する形式で次の業務を行う。

ア 主に引き継ぎ時、入学直後において、個別の教育支援計画や就学支援シート等の情報の引き継ぎツールが小学校で活用され、就学前の支援が就学後も切れ目なく行なわれるよう、小学校を訪問してサポートする。

イ 定期的に小学校に訪問することにより、1 年生の学級運営や保護者支援、それを可能にする校内支援体制等に関する相談を受け、助言を行う。

3 5 歳児健診などの早期支援と継続的支援の充実及び年長児（6 歳児）家庭訪問の実施について

(1) 目的

すべての子どもと保護者が安心して就学を迎えることができるよう、就学前から教育・福祉両分野の支援者が子どもの育ちを支えることを目的とする

(2) 概要

本市では、これまで 5 歳児健診をはじめとする発達支援の早期開始、オープンスクールの開催による就学前からの小学校見学や体験、保育施設等から小学校への個別の引継ぎシートを活用する等、就学前から小学校の個別見学・体験や支援の円滑な引継ぎに努めてきた。

今後は、早期支援、継続的支援の一層の充実を図るべく、就学前から義務教育終了後まで、教育・福祉両分野の支援者がチームとなり一人の子どもの育ちを支えていく体制を整える。

その中で、就学前の年長児において、特に保護者の養育支援が必要な子どもや未就園児、就学前の集団生活の経験が極端に少ない子ども、訪問を希望する保護者に対して学校関係者や家庭相談員等による家庭訪問を実施する。